

令和4年 第4回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年4月28日(木) 12時59分 から 14時40分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 大会議室

3. 出席委員 12名

| | | |
|--------|-----|--------|
| 会長 | 12番 | 小足 幸久 |
| 会長職務代理 | 1番 | 島田 謹介 |
| | 2番 | 蒔田 義仁 |
| | 3番 | 前田 哲也 |
| | 4番 | 伴野 善清 |
| | 5番 | 野々瀬 浩司 |
| | 6番 | 岸本 昌延 |
| | 7番 | 大柿 誠 |
| | 8番 | 安藤 有一 |
| | 9番 | 栗本 豊美 |
| | 10番 | 伊藤 伸也 |
| | 11番 | 藤田 尚広 |

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 議案第5号 農業委員会による最適化活動の目標設定等について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

みなさま。大変お疲れさまです。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会第4回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は、3番目になります。私に続いて朗読願います。ちょっと待ちます。はい。では3番目であります。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

はい。それでは、総会に先立ちましてひとことご挨拶申し上げます。えー、第4回通算721回目の総会となります。本日は非常にお忙しい中、お集りいただきまして大変ありがとうございます。天気が非常に良くて、仕事の方がどんどん進んでいくのではないかと考えていますけれども、大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。世界的にはですね。戦争があったり、コロナがあったりですね。非常に混乱している中ですね。農業に関してもですね。肥料の6月以降の値上がりというのが、宣言されているということなので、我々にとっては死活問題になるものだと思います。また、日本国内の方で、米、牛乳、砂糖ですか、こちらが生産調整をくらっているということで、国としてはですね。作り易いものは生産調整をして、まあ国民の求めるもの作れとは言うのですが、我々としては政策に乗り切れないというところがありまして、非常に厳しい経営の方を強いられているといます。恐らくですけども、私がこれまで歩んできた農業の中で1番厳しい状況に陥っているのではないかなと、個人的には思っています。そんな中ですね。やはり、土地の売買。経済が厳しいという中で、今までのようにですね。土地の取り合いではないですけども、そういう土地の売買というのはなかなか難しくなってくるのではないかと懸念されます。委員の皆さまには、非常にご苦勞をかけると思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

会議録署名委員の指名について

会長

それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は11番藤田委員、3番前田委員、よろしく願います。

【報告】農業委員会の概況報告について

会長

日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。

宮原係長

はい。報告第1号。令和4年3月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。4月8日、旭東東神楽地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会総会に、小足会長、島田代理、伴野農地部会長が出席しております。4月11日、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、前田委員、野々瀬委員、大柿委員、伊藤委員、藤田委員が出席しております。同日、現況証明願に係る現地確認を小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤委員立ち合いのもと行っております。4月13日、旭川市トーヨーホテルにて開催されました「上川地方農業委員会連合会監査及び総会」に、小足会長が出席しております。4月25日、現況証明願に係る現地確認を小足会長、伴野農地部長、蒔田委員立ち合いのもと行っております。4月2

7日、旭東地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会総会に、小足会長が出席しております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長

続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明願います。

宮原係長

はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は7件あがってきております。受付番号9。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして14.9ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件の生産する農畜産物につきましては水稻・ピーマン・ブロッコリー。構成員要件は〇〇さん16株、〇〇さん10株、〇〇さん15株、〇〇さん8株、農業従事日数につきましては、4名とも270日となっております。ページめくりまして4ページ。構成員要件の続きになります。〇〇さん、〇〇さんともに1株、〇〇さん、〇〇さんともに7株。計8名の構成員となります。3ページ戻りまして、業務執行役員要件は、〇〇さん代表取締役。〇〇さん取締役。〇〇さん取締役。農作業従事日数につきましては、共に270日となっております。続きまして4ページご覧ください。受付番号10。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして57.5ヘクタール。形態要件は、特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物は水稻・そば・大豆。関連事業の内容といたしましては、農産物の生産・加工販売を行っております。構成員要件は〇〇さん、30株。農業従事日数は260日。〇〇さん、29株。農業従事日数は260日。〇〇さん、1株。農業従事日数240日となります。業務執行役員要件は〇〇さん代表取締役。農作業従事日数は150日。〇〇さん取締役。農作業従事日数は0日。〇〇さん取締役。農作業従事日数は150日です。受付番号11。5ページになります。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして305.6ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件の生産する農畜産物はそば・牧草。関連事業の内容といたしましては、作業受託を行っております。構成員要件は〇〇さん、7,002口。〇〇さん、6,996口。〇〇さん、3,000口。農業従事日数は3名ともに240日。〇〇さん、3,000口。農業従事日数は、140日。〇〇さん、1口。農業従事日数は60日。業務執行役員要件は〇〇さん代表理事。〇〇さん理事。〇〇さん理事。農作業従事日数につきましては、3名とも240日となっております。6ページご覧ください。受付番号12。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして134.7ヘクタール。形態要件は、特例有限会社。事業要件の生産する農畜産物は水稻・そば。関連事業の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員要件は〇〇さん、45株。〇〇さん、5株。〇〇さん、5株。〇〇さん、取締役。〇〇さん、取締役。農作業従事日数は、3名とも160日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数は0日です。7ページご覧ください。受付番号13。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして37.1ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件の生産する農畜産物は水稻・牧草。関連事業の内容といたしましては、農作業受託を行っております。構成員要件は〇〇さん、40株。〇〇さん、30株。〇〇さん、30株。農業従事日数につきましては、3名ともに250日となっております。業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん、代表取締役。〇〇二さん、〇〇さん、取締役。農作業従事日数につきましては、3名ともに160日となっております。受付番号14。〇〇。経営面積につきましては、田畑併せて72.9ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件の生産する農畜産物は生乳。構成員要件は〇〇さん、149口。農業従事日数につきましては365日。〇〇さん、91口。〇〇さん、60口。農業従事日数につきましては共に330日となっております。

| | |
|----|---|
| | <p>業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん、代表理事。農作業従事日数につきまして、365日。〇〇さん、〇〇さん、共に理事。農作業従事日数につきましても共に330日となっております。8ページ。最後になります。受付番号15。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして2.5ヘクタール。形態要件は〇〇。事業要件の生産する農畜産物につきましては、水耕みつば・カイワレ・豆苗・ミニトマト・ブロッコリースプラウト。関連事業の内容といたしましては、除雪作業を行っております。構成員要件は、〇〇さん、110株。〇〇さん、635株。〇〇さん、110株。農業従事日数につきましては、3名ともに365日。〇〇さん、50株。〇〇さん160株。〇〇さん170株。〇〇さん50株。業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん、代表取締役。〇〇さん、取締役。〇〇さん、取締役。農作業従事日数につきましては、3名ともに365日となっております。以上7件、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。</p> |
| 会長 | 定期的な報告でありますので、報告にかえさせていただきます。 |

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

| | |
|------|--|
| 会長 | 日程第4議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。 |
| 武田主事 | はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回、解約案件は1件となっております。1番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか13筆。総面積29,971㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約の成立日につきましては、令和4年4月1日。土地の引渡日については、4月27日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成29年4月27日から令和5年4月30日までの強化法の賃貸の解約となっております。こちら、この後出てくる所有権移転に係る一部解約となっております。以上です。 |
| 会長 | 只今、事務局から説明ありましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | ないようですので、農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と認めます。 |

【議案】農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

| | |
|------|---|
| 会長 | 日程第5議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件につきましては、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。 |
| 武田主事 | はい。今回、所有権移転が6件。利用権設定の新規案件が3件。継続案件が1件となっております。それでは番号1番です。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が9,873㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては5月31日までとなっております。売買価格につきましては、1,414,000円。反当価格については、地番図の2ページをご覧くださいと思います。〇〇川を挟んで、地図の下側に〇〇というちいさい四角の田が |

| | |
|--------------------|--|
| <p>会長 藤田委員</p> | <p>ありますが、こちらについては150,000円、それ以外の上側の方につきましては160,000円となっております。以上です。</p> <p>担当、藤田委員。</p> <p>はい。この話しが出たのは昨年度の暮れでございまして、〇〇地区現在国営事業が入っております。今回、〇〇さんの土地も一部国営事業に関わるということで、この際に土地を売却したいというお話しをいただきまして、今現在お借りしている〇〇さんの方にお話しを持っていきましたら、こちらの方は買っても良いよという話で今回に至る訳でございまして。本当は、土地の値段的には180,000円からということも考えていたんですが、双方納得していただいた中で形が悪い、石が多い。ちなみに、〇〇飛び地のとこなんですが、ここ〇〇の施設が横にありまして、実際今回の国営事業に入っていない土地なんです。それでも引き受けていただきまして、まあ安いんですけど150,000円という形でやらせていただきました。〇〇さんは、これまで賃貸もされていまして問題ないかと思いますが慎重・審議の方、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長 各委員</p> | <p>只今、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> |
| <p>会長</p> | <p>なければ決定いたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして番号2番ですけれども、会議規則15条の規定によりまして〇〇委員の退席を求めます。</p> |
| <p>会長 武田主事</p> | <p>お願いします。</p> <p>それでは2番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか13筆。総面積が29,971㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては5月31日までとなっております。売買価格につきましては、4,553,000円。反当価格については、170,000円となっております。以上です。</p> |
| <p>会長 大柿委員</p> | <p>はい。担当大柿委員。</p> <p>只今。事務局の方で説明があったとおりでございまして。〇〇さんにおかれましては、昨年親が亡くなりまして遺産相続の方が無事終わり、売買の意向を確認しました。今回、国営事業で本来であれば〇〇さんをお願いする場面ではあるんですけど、国営事業で田んぼの作りが縦から横へ変わってしまうため、〇〇川を挟んで今回〇〇さんと〇〇さんをお願いすることになりました。国営事業に関しては、横になるんで今回、〇〇さんの農地が大幅かかってしまうということで、売買は〇〇さんをお願いすることになりました。価格については、170,000ということになっております。特段、問題ないかと思いますがよろしくお願い致します。</p> |
| <p>会長 各委員</p> | <p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> |
| <p>会長</p> | <p>なければ決定いたします。</p> |
| <p>武田主事</p> | <p>はい。番号3番です。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が26,846㎡。こちらも売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限が5月31日までとなっております。売買価格につきましては、2,787,000円。反当価格については170,000円となっております。以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>担当、大柿委員。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 大柿委員 | はい。只今、事務局の方で説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、今回、田んぼの牧草の件で、元々ここ全てが牧草なんですけど、管理をできないということで売りたいという意向を受けました。それで、ここの田んぼ自体はですね。あの一応2筆になっているんですけど、1枚、1枚で言えば、1反を切るような田んぼも重なっている傾斜の厳しい田んぼであります。今回、〇〇さんにお願ひしたのは、道路を挟んで〇〇さんが耕作されているのと、この辺りに来年、再来年に国営事業が入ってきます。この〇〇さんの部分も国営事業に該当するんですけども、〇〇さんという方も周辺の田んぼを作っていて、いずれ作れなくなった時には手放したいというような話もあり、その旨も一応、〇〇さんへは伝えてあります。今回、〇〇さんへということになっております。〇〇さんにおかれましては、後継者2名おりますし特段問題ないかと思ひますけどよろしくお願ひします。 |
| 会長 各委員 会長 | 担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 (ありませんとの声) なければ決定いたします。 |
| 会長 | 会議規則15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。 |
| 会長 | 番号4番。 |
| 武田主事 | はい。番号4番になります。所有の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が31,677㎡。こちら売買となつてまして所有権移転日本日。対価の支払い期限につきましては5月31日までとなっております。売買価格につきましては、3,000,000円。反当価格につきましては、132,000円となっております。以上です。 |
| 会長 | 担当、蒔田委員。 |
| 蒔田委員 | はい。今年の2月に、〇〇さんより相談を受けまして、昨年まで牧草地として使用していましたが、今年度より牧草補助金の減少に伴ひ売買をしたいという旨の相談を受けました。この土地は、現在水が引けていないことと、林が回りにあり農道も狭く不便であることもあり、同じ地区の方より希望者が出てこなかったこともありまして、隣地で耕作されている〇〇さんに相談をしたところ、売買を受けていただけるという経緯になりました。双方の話し合いの結果、圃場の状況を加味し132,000円での取り引きで合意に至りました。〇〇さんの後継ぎである息子さんも一緒に作業しており、経営面積200haと東神楽でも大農家であり、今後も農業を担う農業者の一人であると思ひますので慎重審議の方、よろしくお願ひいたします。 |
| 会長 | 担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ決定いたします。 |
| 会長 | 番号5番。 |
| 武田主事 | 番号5番になります。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が23,477㎡。こちら売買となつてまして、所有権移転日が本日。対価の支払い期限が5月31日まで。売買価格につきましては、3,090,000円。反当価格については、170,000円となっております。以上です。 |
| 会長 | 担当、野々瀬委員。 |
| 野々瀬委員 | はい。〇〇さんより、こちらの土地が国営事業に関わる土地だということで、工事着工前に売 |

| | |
|------|--|
| | <p>買をしたいということでお話しがありまして、現在耕作されてます〇〇さんにお話しをしたところ、是非買いたいということであっせんとなりました。価格につきましては、この辺の土地で売買価格を見ましたところ200,000円位で推移しているということで、考えていましたが、〇〇さんに田んぼの状況を確認したところ、石も多く、田植えの時もぬかるんで大変だということで、価格を少し下げるさせていただきまして170,000円にさせていただきました。隣の〇〇も〇〇さんが耕作されておりますので、〇〇さんが適任かと思えます。〇〇さんにおかれましては、就農されてから25年続けてらっしゃいますので何も問題ないかと思えますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p> |
| 各委員 | <p>(ありませんとの声)</p> |
| 会長 | <p>なければ決定いたします。</p> |
| 会長 | <p>番号6番。</p> |
| 武田主事 | <p>番号6番です。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在字なし。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が44,872㎡。こちら売買となつてまして、所有権移転日本日。対価の支払い期限、5月31日まで。売買価格につきましては、6,800,000円。反当価格については、180,000円となっております。以上です。</p> |
| 会長 | <p>担当、伊藤委員。</p> |
| 伊藤委員 | <p>只今、事務局の方から説明のあったとおりですが、若干補足させていただきますと、〇〇さんにおかれましては高齢のためそろそろということもあり、昨年より体調も壊されたということであっせんの申し出がありました。現在、図面を見ますと隣りにある〇〇というのが、〇〇さんが作られておりまして、高台の今後の国営事業を考えますと、この部分と測量で等高線上に国営の水田が作られるということで、後々必要になると考えてくれまして、〇〇さんに打診をさせていただきました。売買価格になりますが、端数を多めに切り上げておりますが、田の区画、相場で大体このあたり200,000円というふう想定しておりましたが、〇〇さんが今まで牧草を作られておりまして、今年の作物の収穫は見込めないということで、20,000円落しまして180,000円という単価にさせていただきました。〇〇さんにおかれましては、3年前より法人として営農されておりますし、社長もまだ若く担い手として問題ないかと思えますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p> |
| 各委員 | <p>(ありませんとの声)</p> |
| 会長 | <p>なければ決定いたします。</p> |
| 会長 | <p>番号7番。</p> |
| 武田主事 | <p>はい。続きまして利用権設定の新規案件になります。番号7番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が39,705㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、4月28日から令和9年2月27日までの5年間となっております。こちら公社の農地保有合理化事業の一時貸付案件となっております。賃借料につきましては、当初2月に〇〇さんが売買なされた価格16,630,000円の2%でございます332,600円という価格となっております。以上です。</p> |

| | |
|------|---|
| 会長 | 担当、私です。 |
| 会長 | こちらの案件ですね。〇〇さんから公社が買入れた案件を、〇〇さんの貸付けるという案件でございます。〇〇さんに関しましては、後継者が帰ってくる予定だと聞いておりますので、問題ないかと慎重審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 会長 | 担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ決定いたします。 |
| 会長 | 番号8番。 |
| 武田主事 | はい。8番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,999㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、4月28日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は19,800円。反当価格は4,000円となっております。以上です。 |
| 会長 | 担当、伴野委員。 |
| 伴野委員 | はい。只今、事務局の方から説明のあったとおりでございますが、あの補足といたしまして、当該農地、〇〇さんが長年、牧草を作って作業委託をしていた訳でございますが、牧草補助金の減少等もありまして、それに併わせまして国営が今年度より設計が入ることもありまして、この際、賃貸をしたいという申し出があつて今回の案件となった訳でございます。まあ、ぱっと見でこの金額の4,000円というところが1番引っかかると思われる方もおるかと思いますが、一応これ牧草ということで、本年収穫が見込めないということで通常5,000円と考えて、それを5年分で支払うということで、4,000円となりました。これについての内訳なんです、図面の方ご覧いただきたいんですが隣の〇〇これ道路挟んで、またその右側の方、〇〇さんのところ、前にあったと思うんですがこのあたり一帯、非常に軟弱な土地でありまして、この特に〇〇。今回入ってはいませんが、この土地に関しましてはほぼ3分の2近くが、作業機が入れない。そういったような案件で、かなり作業には不便だということも、この〇〇にも当てはまる訳でございます。また、その他に青木さんに聞いたところによりますと、かなり礫が多いと、そういったことで実際のところ、本当に今年復元できるか、また来年1年だめなのか、そのあたりがかなり未定なところでございます。その点を色々ご相談した結果、〇〇さんの方にも条件を話したところ、本人はタダでも良いから借りてもらいたいといった話しもありましたが、そんな訳にはいかず一応5,000円という価格を設定させていただきました。利用権の設定を受ける方の問題なんです、この辺り牧草をそのまま作り続けると考えると、作業委託をしておりました〇〇さんに聞いたところ、やはり借りてまで作る気持ちはないと断られまして、牧草以外なら何か復元してもらえるか、そういった方に数人に声をかけたところ、やはり国営が近いということもありましてこの上の〇〇。こっちの方が水田で、水田の方は〇〇さんが作っておられ、そういったこともありまして、これから国営に関しての手続き等もありまして、〇〇さんということをお願いをしたところ引き受けていただけると、本来であればこの〇〇もお願いしたかったんですが、ここに関してはほぼ作業機が入れないところで、〇〇さんが草刈り機で牧草を刈って集めてもらっていたということもありまして、こういった経過になりました。今後、遊休農地なんかを考えると牧草地の借り手は減ってきて、遊休農地になるか心配だということもありまして、とりあえず国営が入るまでは何とか、これでこの金額で〇〇さんということにしました。色々な |

| | |
|------|--|
| | 方の意見もあるかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 会長 | 担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ決定いたします。 |
| 会長 | 番号9番。 |
| 武田主事 | はい。続きまして、令和3年昨年(2021年)の国営工事の案件となっております。番号9番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が22,148.66㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、4月28日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃貸料につきましては254,100円。反当価格が14,000円となっております。こちら地番図の11、12ページをご覧いただきたいと思いますが、昨年令和3年の国営工事の入ったみずほ沿いにある〇〇さんの農地となっております。当初、一時指定の名前は〇〇さんになっていますが、両者の合意で〇〇さんがこちらの1枚を耕作されるということで、今回賃貸ということになりました。以上です。 |
| 会長 | 担当、私です。 |
| 会長 | こちらの案件なんですけど、事務局から説明のあったとおりです。国営後の賃貸という案件でございます。〇〇さんですが、国営前はハウスを作ってますね。小ネギやほうれん草といった野菜を作っていました。国営事業のときにハウスを全部撤去しまして、更地にしています。皆さん、記憶にあると思いますが家の方は火事になりまして、いま現在ここには住んでいないということもありまして、おそらくもう農業はやらないということで、この土地は全て貸したいということで〇〇さんの方へ賃貸するという案件でございます。〇〇さんは、皆さんご存知のとおり非常に大規模に水田を作っていらっしゃる方で、まだまだ若いということで問題ないかと思いますが、慎重審議の方よろしく願いいたします。 |
| 会長 | 担当委員の説明、終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ決定いたします。 |
| 会長 | 続けてお願いします。 |
| 武田主事 | はい。それでは10番。継続案件になりますので、変更点のみご説明させていただきます。10番、特段変更ございませんが、所有権移転で1件売買がありまして残りの部分だけそのまま継続で賃貸という形となっております。以上です。 |
| 会長 | 何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ決定いたします。 |

【議案】 あっせん委員の指名について

| | |
|------|---|
| 会長 | 続きまして日程第6議案第3号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。 |
| 武田主事 | はい。それではあっせん申し出のあった案件について、ご説明させていただきます。今回、3件あがってきております。番号1番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が7,301㎡。農振農用地区域内。申出理由が売買となっております。 |

| | |
|-----|--|
| | ます。田の水張面積が6,680㎡です。続きまして16ページの方をご覧ください。2番です。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか11筆。総面積が19,578.12㎡。こちら農振農用地で、申出理由売買。田の水張面積については16,538㎡、畑の面積が2,215㎡となっております。最後、3番です。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が22,678㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積が20,270㎡、畑の面積が773㎡となっております。以上です。 |
| 会長 | あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (はいとの声) |
| 会長 | それでは指名いたします。番号1番。島田代理、伴野委員、安藤委員、私です。番号2番。島田代理、伴野委員、藤田委員。番号3番。島田代理、伴野委員、私です。打ち合わせとは違うんですけど、栗本委員もここに入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上、よろしくお願いたします。 |

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

| | |
|------|--|
| 会長 | 続きまして日程第7議案第4号、農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。 |
| 宮原係長 | はい。今月2件あがってきております。17ページご覧いただきたいと思ます。番号1。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」ほか3筆。合計面積が174㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。地番図、航空写真は16ページ・17ページをご覧ください。利用状況といたしましては約40年前から土場として利用されていたということとなっております。所有者、申請人ともに〇〇さんです。4月11日に、小足会長、島田代理、伴野農地部長、安藤委員及び事務局で現地確認をさせていただきましたが、実際に土場として利用されており、耕作不可能であると判断させていただきました。よろしくお願いたします。 |
| 会長 | 担当、安藤委員。 |
| 安藤委員 | 先ほど事務局の説明があつたとおりでございます。補足させてもらいますと、なぜ今回願いがあつてきたかということなんですが、申請者の〇〇さんお父さんになります。息子さんの〇〇さん〇〇の方ですが、その方の相続をという関係で今回現況証明の願いがあつてきました。場所なんですけれど、〇〇町の市街地団地の近く、〇〇の隣りになります。現地確認をさせていただきまして、40年以上前から使っているということでありまして、資材置場、砂利とかも入っております、農地ではないと皆さんと考えさせていただきました。慎重な審議をよろしくお願いたします。 |
| 会長 | 只今、担当委員の説明が終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ交付いたします。 |
| 会長 | 続きまして番号2番。 |
| 宮原係長 | はい。番号2です。18ページ、19ページになります。現在の利用状況といたしましては、〇〇及び〇〇として使用されています。所在の方が〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」ほか12筆となっております。合計面積が76,939㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。地番図、航空写真は18ページ、19ページの方となっております。こちら、所有者申請人ともに東神楽町でございます。農地法の第5条第1項第8号の規定により |

| | |
|------|--|
| | まして、公共の用に供する施設用地として農業委員会の許可は不要な案件でございました。平成7年に用地を取得し転用。その後、平成8年10月に〇〇、平成11年7月に〇〇、平成12年7月に〇〇の施設が整備され、利用開始となりました。本来であれば、施設整備後に地目変更手続きを行っておくべきものではありませんでしたが、今回新たに〇〇の公募実施をするにあたり、登記簿地目が「畑」であることが判明したものであります。このような経緯から、町として何とか4月総会にあげさせていただきたいということで、お忙しい中、4月25日に小足会長、島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、立ち会いのもと現地確認をしております。〇〇及び〇〇として使用されており、耕作不可能であると判断させていただきました。今後、また新たに公共事業が入ることがあると思います。このようなことがないよう関係課と連携を密に取り、しっかりと手続きを行っていきたくと考えております。以上です。 |
| 会長 | 担当、蒔田委員。 |
| 蒔田委員 | はい。4月25日に、いまあった話しのとおりになるんですが、現地確認を行ってきました。皆さんもご存知のとおり、この写真のとおり〇〇の施設となっております。20年前からこのままの状態ではあったんですが、登記簿地目は畑であるということで、実際〇〇としても利用されておりますし、今後も農地として利用する予定はないに等しいものなので、今後登記簿上も現況地目と一致させるために地目の変更登記を行っていきたくというところでありまして。慎重審議の方よろしく願いいたします。 |
| 会長 | 只今、担当委員の説明が終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。 |
| 各委員 | (ありませんとの声) |
| 会長 | なければ交付いたします。 |

【議案】 農業委員会による最適化活動の目標設定等について

| | |
|------|---|
| 会長 | 続きまして日程第8議案第5号、農業委員会による最適化活動の目標設定等について事務局より説明願います。 |
| 宮原係長 | はい。こちらですが、昨年度まで農業委員会の活動の点検評価及び活動計画の策定ということで、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、毎年6月の総会にて農業委員会としての目標、それから活動の点検、また活動計画を作り提案の方させていただいておりましたが、令和4年度より年度当初に目標設定をすることになりましたので、ご提案をさせていただきたいと思っております。右上に別紙様式1と書かれた用紙をご覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等というものになります。ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。まず、ローマ字数字のI農業委員会の状況、農業委員会の現在の体制ということで書いております。ここ1点、申し訳ございません。農業委員数のところですが、農業委員の実数の部分40代以下のところ、記入されていないかと思うのですが4名ということになりますので訂正をよろしく願います。続きまして2番。農家、農地等の概要ということで、昨年度まではこちら2015年度版の農林業センサスのデータを用いて、総農家数、農業経営体数等を出しておりましたが、今回5年後更新された2020年度版の数値を使っております。総農家数、農業経営体数については、そちらに書いてあるとおりでございます。その隣り、基幹的農業従事者数、それから女性、40代以下の農業者数ということで、こちら2020年度の農林業センサスの数値を使用しております。続きまして1番右の表、認定農業者の数については産業振興課から提供いただいた数でござ |

| | |
|----|---|
| | <p>います。1番下の耕地面積ですが、こちらは統計の数字をそのまま使わせていただいておりますので、合計の面積が多少異なっておりますが、こちらこのまま統計の数字を記入させていただいております。合計3,210haとなっております。裏面をご覧ください。最適化活動の目標となっております。1番の最適化活動の成果目標の農地集積についてですが、現状と課題ということで、こちらこそ印のとおり指定の数値を使わせていただいております。現状といたしましては、管内の農地面積は、3,210ha。これまでの集積面積が、3,090ha。集積率が96.3%となっております。課題といたしましては、農業者の高齢化及び後継者不足により農業者数が減少。これに伴い遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念される。ということで課題あげております。②の目標数値につきましては、令和3年度にあげさせていただいた数字を基に設定させていただいております。農地集積の目標年度には、昨年度の数字を使わせていただいたということで、令和3年度と入れております。今年度の新規集積面積、目標については4ha。今年度末の集積面積累計は3,064ha。集積率96.3%。農地面積3,210ha。今年度末の集積率の目標につきましては、95.5%ということで掲げさせていただいております。(2)につきましては、遊休農地の解消についてです。現状課題ですが、1号遊休農地当町において緑区分の遊休農地はありません。黄区分の遊休農地が、約1haほどあります。課題については、先ほど説明しました農地の集積と同様でございます。②の目標について、緑区分は該当ございませんのでこちら記入はしていません。黄色区分の遊休農地の解消は約1ha。今後の工程表の策定方針とありますが、国営緊急農地再編整備事業により解消を予定しているため特段工程表については策定予定はなしということで提出させていただきたいと思います。イの新規発生遊休農地についてはありませんので記入していません。最後のページになります。(3)番新規参入の促進ということで、直近3年間新規参入者はございませんでしたので0ということになっています。課題の方は、昨年同様、営農技術の習得及び農業経営開始時の資金や農地の確保等。ということであげています。②番目の目標については、こちら示された年度の数字を拾っております。平成28年、29年、30年度の権利移動の平均。こちらを使って、その下の農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積2haということで目標面積を定めています。平均の1割以上となっています。続きまして2番。最適化活動の活動目標です。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、これが今までと大きく違うかと思うところで、こちらは今まで設けられておりませんでした。新たに設けられたということで、皆さんに4月からご協力いただいております。活動記録簿の方ですね。そちらの方が、こちらの目標に反映されてくることになります。お一人あたりの活動日数、だいたい月で15日は目標にということで設定させていただいております。(2)番活動強化月間の設定目標ということで、設定回数1回ということで農地パトロールを想定して設けております。取組時期が、8月～10月の間で目視による巡回調査を行いまして、遊休農地、遊休化の恐れのある農地の把握に努め、特に総会に上程する予定の直近1年間の農地法第3条案件や転用案件の履行状況の確認を重点的に行う。という内容で定めております。(3)最後になります。新規参入相談会への参加目標、1回と設定させていただいております。当町独自で新たに何か相談会を開催しようというところではございません。開催時期は通年ということで、ご相談があれば随時、関係機関も含め行っていければということと、あと道や管内での相談会の案内があれば必要に応じて参加して行きたいと考えております。目標の設定は以上になります。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局より説明ございましたけれど、こちらこれから年度当初にあげていくということ</p> |

| | |
|-----|---|
| | で、この内容でよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (はいとの声) |
| 会長 | よろしいですね。はい。それではですね。このように提案させていただきたいと思います。 |

【その他】

| | |
|-----|--|
| 会長 | それでは、日程第8その他。事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | ①6月総会の日程について ②5月臨時総会開催の予定について ③活動記録簿の再確認 ④道内研修日程について ⑤水田活用直接支払交付金の見直しに Q&A (産業振興課より) |
| 会長 | それでは、大変お忙しい中ありがとうございました。4月総会をこれで閉めたいと思います。ご苦労さまでした。 |